

松山市子ども・子育て支援事業計画 (案)について

平成26年6月16日

<今回の検討事項>

事業計画(案)の第4章(教育・保育部会該当部分)について

※第1～第3章及び第6章については全体会、第5章(13事業の提供区域部分以外)については、次回の部会で検討

(1)めざす姿

基本理念や基本方針を包括する全体像としての位置づけについて

<事務局案>

『すべての子どもが健やかに成長し、子育てにやさしいまち』(資料2参照)

【検討項目】

・将来の子ども及び子育て家庭を支援する市の方向性として適切か

【対応方針(案)】

→全体会において検討

(2)各推進施策の記載内容

9つの基本方針に沿った各推進施策の中身について

<事務局案>

資料3参照(第4章の教育・保育部会部分のみを抜粋したもの)

※前回の素案から、対象年齢の項目を追加、文言の修正、検討部会の変更等あり

【検討項目】

・9つの基本方針に沿った各推進施策の記載項目(事業)が妥当か。

・事業の概要及び今後の方針の表現は適切であるか。

【対応方針(案)】

→事務局案の内容でよいか

(3) 推進施策の再掲

9つの基本方針に沿った各推進施策(各事業)の再掲表示について

<事務局案>

再掲は行うが、事業概要及び今後の方針については省略する

事業計画に掲載する全事業を一覧とした表を新たに追加(参考資料1参照)

【検討項目】

- ・再掲部分についての記載方法
- ・一覧表の内容について

【対応方針(案)】

→事務局案の方針でよいか

(4) 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の提供区域

延長保育事業、一時預かり、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、利用者支援事業、以上5つの事業の提供区域の設定

<事務局案>

資料4参照(第5章の教育・保育部会部分のみを抜粋したもの)

【検討項目】

- ・設定理由に基づき提供区域割りが適切か

【対応方針(案)】

→延長保育事業、一時預かり事業:教育・保育提供区域(9区域)

実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、利用者支援事業:市内全域(市内を1つの区域)

＜部会設置＞

○松山市子ども・子育て会議条例第8条第1項の規定に基づき部会を置く。

(1)教育・保育部会

～部会での検討事項～

【事業計画必須記載事項】

- ①学校教育・保育の量の見込み
- ②学校教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期
- ③学校教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保に関する事項
- ④特定教育・保育施設の利用定員
- ⑤特定地域型保育事業者の利用定員
- ⑥地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」
 - ・利用者支援事業　・一時預かり事業　・延長保育事業　・実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業計画任意記載事項】

- ⑦産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項